

# 学術研究論文

## 消費税の引上げに伴う諸問題と 給付付き税額控除



水戸支部 森野 哲也

### 1 はじめに

今日では長引く経済不況や個人所得の減少に伴い、国の税収は著しく落ち込んでいる。その一方、国内では少子高齢化に伴い、高齢者に対する社会福祉サービスの充実や、少子化に対処するため、子育て世帯に対する補助や子育て環境設備を充実させる必要にせまられている。また、長引く経済不況を打破するためにも財政出動が強く求められているが、そのための財源としての赤字国債の発行は将来世代にたいして大きな負債となるので、これ以上すべきではないと、考えられる。

さらに、経済がグローバル化するなかで、法人税率や所得税率を引き上げることは、世界の潮流逆行し、法人の国際競争力を著しく弱め、また、有能な人材の海外流出の危険性から考えてみてもすべきではないと考えられる。

このような社会情勢のなかでは、法人税や所得税の税率引上げによる税収の伸びを期待したり、赤字国債の発行に頼ることはすべきではない。つまり、所得に対する税負担を求めるることは出来なくなりつつある。そこで最近では、多くの者に広く薄く負担を求められる消費税について税率の引上げの議論が活発になってきている。

そこで今日の日本と世界の消費税についての違いを確認しつつ、今後日本の消費税のありかたについて考察していきたい。

### 2 消費税の特徴

現在、世界の多くの国々で消費税または付加価値税と呼ばれる間接税が導入されてる。これらの税の特徴としては、広く薄く負担を求めることができる。また、所得に対する税とはその性質が違うため、安定的にその財源を確保することが容易な制度となっている。したがって、景気の波に左右されることなく税収を確保できることから、現在、様々な国において導入されている。しかし、

この制度の欠陥としては、しばしば逆進性の問題が取り上げられている。逆進性とは低所得者ほど、その収入のうちに消費に回す割合が多く、高所得者ほど貯蓄に回す傾向があるために、低所得者ほど所得のうちに消費税の占める割合が高まる、というものである。そこで消費税や付加価値税を導入している国々では、様々な方法により、この逆進性の問題を解決しようと試みている。

消費税の逆進性の緩和策としては、次の3つの方法が考えられる。

まずは、フランスやドイツなど様々な国々で導入されている、食料品等の生活必需品に対して軽減税率を導入する方法である。

次に、かつて日本で平成元年に消費税が導入されたときや平成9年の税率引き上げの際にみられたように、所得税について各種の所得控除の拡大を行うことや、臨時福祉給付金等の社会保障給付により対処する方法である。

そして3番目としては、カナダに見られるような給付付き税額控除により対処する方法である。

### 3 軽減税率の特徴

では、まず初めに食料品等の生活必需品に対する軽減税率の導入について考えてみたい。日本と海外諸国の税率の違いについてであるが、日本では平成元年に消費税が3%の税率で導入され、その後、平成9年4月より、現在の水準である5%へと引き上げられた。一方、他の国々では、2003年の標準税率としては、フランス19.6%、ドイツ16%、イギリス17.5%、ノルウェー24%と軒並み2桁税率となっている。つまり日本とは比較にならないほど高い税率がかけられていることがわかる。また、その税率が高いため、各国ではその状況に応じて食料品等の生活必需品に対して、軽減税率やゼロ税率を設けて対処している。なお、EUでは、付加価値税について、加盟国間で協議を行い、標準税率は15%未満とすることはできないこと、1つ又は2つの軽減税率を適用できるが、その税率は5%以上であること、及び、その適用範囲は一定のものに限られていることなどが定められている。

フランスでは、現在の付加価値税は1968年から導入されているが、その導入当初から複数税率が採用されている。その後の改正により、現在では標準税率は19.6%、軽減税率が5.5%と2.1%の2種類が採用されている。たとえば、飲料水、社会保障制度でカバーされない医薬品、ケータリングなどを除く食料品、農産物、書籍、雑誌、電気及びガスなどについては原則5.5%の軽減税率が採

用されており、社会保障制度でカバーされる医薬品、新聞、演劇等で初回から140回までの公演のもの、個人な販売する動物、テレビ及びラジオのライセンス料などは2.1%の軽減税率となっている。一方で、アルコールや砂糖菓子、キャビア等の一定のぜいたく品思われるものについて、また、レストラン、ホテルでの外食については、19.6%の標準税率が採用されている。

税制調査会の海外調査報告書では、次のように紹介されている。フランスでは付加価値税の導入当初から複数税率が採用されている。つまり、初めから軽減税率が設定されているので、その軽減税率に伴う事務負担については、あまり問題とはなっていない。ただし、その物又はサービス自体が軽減税率の対象となるか否かについては税務当局と納税者とのあいだで訴訟にまで発展するケースがしばしばある。また、政策的な観点から軽減対象品目の拡大を求める要望は依然としてあるので、国会でも議論の対象となっている。

ドイツにおいても付加価値税の導入当初から複数税率が採用されているが、現在の税率は、標準税率が16%、軽減税率が7%となっている。軽減税率の対象としては、食料品等の譲渡、農林業の生産品の譲渡、慈善団体または教会活動を行う団体に係る役務提供など、となっている。また、軽減税率の対象となる食料品の範囲については、肉類や魚類、果実や野菜、水道水などといったように付加価値税法の別表において限定例挙されている。ドイツの軽減税率制度の現況としては、次のように評価されている。軽減税率は社会的弱者が最低限の生活を守るために必要な物品等に対する負担を軽減するために設けられている。軽減税率は付加価値税導入当初より設定されているため、その執行にあたっての特段の問題は生じていないが、税率の一本化や他の方法による弱者救済方法がないのかなどの議論が行われている。軽減税率については食料品のみに限定することも議論されていたが、様々な働きかけにより実現しなかった。さらには個別の産業による軽減要望は活発である、と報告されている。

ここで食料品等に対する軽減税率について、まとめてみたい。まず、軽減税率を導入している国々では、これらの付加価値税の導入当初から複数税率が設定されているので執行上の混乱は生じていない。ただし、日本においては平成元年の消費税導入当初より3%そして平成9年より5%の単一税率を採用しているため、現行の請求書等保存要件だけで対応が可能であるが、標準税率と軽減税率とを導入するとなると、この請求書等保存要件だけでは消費税の計算上混乱が生じる恐れがあり、他の国々と同様、インボイス方式へと変更せざるを得なくなる可能性がある。この方式への変更による事業者や税務

当局の導入コストの増加や執行上の混乱、事業者はインボイスがなければ仕入税額控除が出来なくなるので、インボイスを発行できない免税事業者が取引から除外されるなどの問題が生じる恐れがある。

また、軽減税率を設定するためには、その範囲について定めなければならないが、その範囲の設定にあたっては、どこまでが食料品等の生活必需品に該当し軽減税率とすべきかについて政治上の判断が介入や、特定の業界からの要望が出てくる恐れがある。たとえば、フランスの例示をみてもわかるように、キャビア等の一定のぜいたく品については軽減税率の対象範囲から除かれているが、どこまでがぜいたく品に該当するのかといった判断について意見が分かれるところになる。さらに、今日では夫婦共働きが定着し、人々のライフスタイルが変化していくなかで、外食することは生活の一部になりつつあり、ぜいたく品の一部として軽減税率の対象範囲から除いていいのか、といった問題もある。また、ドイツでは、果実や野菜そのものについては軽減税率の対象となっているが、それをジュースにすると軽減税率の対象範囲から除かれてしまう。このように、同じものであっても、その形状を変化させただけで税率に差をつけてしまうなど、どこまでが食料品としての軽減税率の対象となるのかは、各国によっても判断が分かれてしまう。また一度でも軽減税率として設定してしまうと、その後に標準税率に戻すことは難しいこと、また、似たような業界からも軽減税率としての要望が多くなるなど、その設定に関しては難しい判断を迫られることになる。

さらに軽減税率を設定するということは、それだけ税収が落ち込むことになるので、それをカバーするために標準税率を高く設定せざるを得なくなる。たとえば、平成16年度予算における消費税収（4%分）は9兆5630億円となっており、消費税1%あたりの税収は2兆3900億円となっている。他方、消費者物価指数統計を用いた食料品の消費ウェイトは約2割と見込まれるので、2割という前提条件で計算すると、食料品に占める消費税率1%あたりの税収は2兆3900億円×20%で約4800億円となる。つまり、仮に標準税率と軽減税率の差を5%に設定すると、たとえば標準税率を10%とし軽減税率を5%とすると、約2兆4000億円もの減収をもたらすことになる。

また、平成13年の資料をもとに、消費税の標準税率を10%、食料品等の税率を5%とした場合のシミュレーションでは低所得者の負担軽減額は1月あたり2000円程度の結果となった。つまり、軽減税率を設けることによる財源は非常に多く必要である一方で、逆進性の緩和策としては若干の改善はみられるものの、その効果は

非常に限定的なものとなっている。

本来、食料品等の生活必需品に軽減税率を設定することの目的は、低所得者に対する消費税の逆進性を緩和することにあるが、生活必需品については高所得者も消費するため、これらの軽減税率の恩恵は低所得者以外にも広く及んでしまう。

以上のように結論としては、消費税に関しては、軽減税率を設けるべきではない。

#### 4 社会保障給付の特徴

次に所得控除や社会保障給付の活用について考察してみたい。まず、平成元年の消費税導入時にはこのような政策が実施された。

老齢福祉年金等受給者、児童福祉手当等受給者、高齢低所得者、生活保護受給者などに対し、一時金として臨時福祉給付金等が1万円支給された。この対象者は約570万人であり、予算額は543億円となっている。

低所得者の在宅寝たきり老人等に対し、一時金として臨時介護福祉金が5万円支給された。対象者は約20万人であり、予算額は102億円となっている。

年金等物価スライドについては、平成2年度において前年の消費者物価指数上昇率が5%以下であっても実施することとされた。

税制面においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除がそれぞれ33万円から35万円に引き上げられ、配偶者特別控除は16万5千円から33万円へ引き上げられ、特定扶養控除が創設されるなど各種所得控除の拡大が図られた。

平成9年には消費税が3%から5%へと引き上げられたが、そのときには次のような対策がとられた。

福祉年金等受給者、児童福祉手当等受給者、生活保護受給者、社会福祉施設入所者、原爆被爆者手当等受給者などに対して、一時金として臨時福祉給付金が1万円支給された。対象者は321万人であり、予算額は321億円となっている。

65歳以上の低所得者に対して、一時金として臨時介護福祉金が1万円を支給された。対象者は1016万人であり、予算額は1016億円となっている。また、消費税の引上げによる消費者物価の上昇への対応として年金等の物価スライドを行うため1000億円が充当された。

次に税制面の対応としては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除をそれぞれ35万円から38万円に引上げ、特定扶養控除が50万円から53万円へ、老人配偶者控除と老人扶養控除が45万円から48万円へと引き上げられた。

このように消費税導入時及び税率引き上げ時には社会保障給付や各種の所得控除の拡大などの低所得者対策が図られた。社会保障給付については特定の者に対して現金による直接給付が行われたが、その給付については1度きりであり、しかも金額では1万円又は5万円であるため、消費税の逆進性対策としては不十分である。また、税制面においては各種の所得控除の拡大が図られたが、現実的な問題としては、低所得者はもともとの所得が所得税の課税最低限を下回っていることが多いので、所得控除をいくら拡大しても、その効果は低所得者に対して恩恵を与える可能性は低い。つまり、いくら所得控除を拡大しても低所得者は控除を使いきることができない。一方で、所得税については累進課税という構造となっているため、その所得控除の恩恵は、むしろ高所得者に対して大きく影響を及ぼしていると考えられる。つまり、所得控除の拡大は、必要な相手に対して（ここでいう低所得者のこと）、必要な手当ができるているとは考えられず、効率的、効果的な運用ができていない。さらに、各種の所得控除の拡大は課税ベースを大きく浸食し、せまい課税ベースをもとに一定の税収を上げる必要に迫られるため、必然的に所得税の税率は高く設定せざるを得なくなってしまう。

以上のように、社会保障給付や各種の所得控除の拡大の活用についても、消費税の逆進性対策としては、不十分であり、非効率であると言える。

#### 5 納付税額控除の特徴

では、最後にカナダで導入されているG S T控除について考察したい。

G S T控除とはカナダの連邦財サービス税額控除制度のことである。カナダではこの制度が導入される以前は、工業生産品だけを対象としていたM S Tと呼ばれる製造業者販売税が導入されていた。この製造業者販売税については多種類の控除などがあったので納税コストが高かったこともあり、1991年にこの制度に代わって、単一税率で非常に簡素な仕組みであるG S Tが導入されたこととなった。G S Tは食料、医療サービス、処方箋などの医薬品や住宅の賃貸料など広範囲な免税、ゼロ税率品目はあるが、その他の様々な財やサービスに対して单一の税率により課税される間接税である。1991年の導入当初は7%の税率であったが、2008年以降では5%の税率となっている。

G S T控除はG S Tが単一税率であることから生じる間接税特有の問題である逆進性に対処するために導入された税額控除制度である。G S T控除の給付の判断とし

では1人ひとりの収入ではなく、世帯単位の収入により行うこととなっている。また、この制度の利用に際しては社会保障番号が活用されており、行政コストの削減に寄与していると言われている。給付の判断については世帯単位であるので、実際の給付についても家族単位で行われ、その給付額については実際の支出額ではなく、税務申告時の所得額により決定される。また、その給付額には消費者物価指数を基準とした物価スライド制が導入されている。さらには、所得額のみでなく配偶者の有無や子供の数に応じて給付額は決定される。

カナダでは、1月から6月までの間に前年分の申告を行う。全国民のうち約7割が申告を行うが、その申告書のなかに「GST控除を申請する」という欄があり、そこにチェックマークを入れるだけで申請が行われる。たとえば、2008年7月の申告時には2007年の申告データに基づいて給付額の決定が行われる。給付については7月、10月、1月、4月の各月5日に分割により、小切手又は銀行送金が行われる。2003年ではGSTによる歳入は306億カナダドルであったが、そのうちの約1割に相当する29億カナダドルがGST控除として還付された。また、税務申告者2480万人のうち37%の910万人が、この還付の対象となった。

控除の対象者本人としては次の要件のうち少なくとも1つが当てはまることが条件となっている。19歳以上であること。現在もしくは過去に婚姻関係もしくは事実婚の関係にあったこと。現在もしくは過去に子供と一緒に住んでいる親であること。また、控除対象のうち子供の要件については次のすべてに当てはまることが必要となります。親の実子か、または扶養の対象者であること。18歳以下であること。結婚したり、事実婚の関係に入ったりしたことがないこと。子供を持ったことがないこと。親等と同居していること。

給付額としては有資格者本人が年間242カナダドル、配偶者年間242カナダドル、子供1人につき年間127カナダドルとなる。たとえば、夫婦子供2人の世帯では年間738カナダドルの給付を受けることができる。ただし、世帯の所得が上昇するにつれて給付額は徐々に削減されていき、夫婦子供2人の世帯の場合には世帯収入が4万6284カナダドルとなったときに控除はゼロとなる。

GST控除の申請方法としては毎年の申告のときに各世帯の中で最も収入の大きいものが申し立てを行う。たとえ申告すべき収入がない場合においても申告の必要がある。また、配偶者についても同様に、収入がない場合においても申告が必要になる。これらの申告に関しては社会保障番号が活用されている。

GST控除の受け手としては年間所得が2万カナダド

ル以下の世帯はほとんどすべてが受け取っている。2万カナダドルから4万カナダドルの世帯では90%の世帯が受給しており、その後は、受給割合が減少していく6万カナダドル以上の世帯から8万カナダドルの世帯では24%となるが、10万カナダドル以上の世帯においてはそのうちの33%が受給をしている。この原因は家族構成によるものであり、10万カナダドル以上の収入の家庭は大家族で構成されており、構成員1人あたりの所得については高くはない。

GST控除を受け取っている世帯のうちの72%は年間所得が4万カナダドル以下であり、20%が4万カナダドルから10万カナダドル、残りの8%が10万カナダドル以上となっているので、おもに低所得の世帯に対して重点的に給付が行われていることが分かる。

カナダのGSTについてはOECDでは次のように指摘をしている。

GSTについてはその税率をなるべく低く抑えるために課税ベースは極力広く保つべきであり、免税処置は微税コストがきわめて高くなるばかりでなく、高所得者に対しても、低所得者と同様に還付してしまうことから、税額控除による還付と比較して望ましくない、としている。そのうえで、現在食料品に対する免税措置を廃止して、それによる分配の不平等に対してはGST控除をさらに強化することで対処すべきである。

## 6まとめ

以上、これまでの消費税率の逆進性の問題に対する解決策として、3点の方法を検討してみた。

まず、食料品等の生活必需品について軽減税率を設定することにより解決する方法であるが、この方法によると、どこまでが生活必需品に該当するのかの判断に具体的な解決策がないこと、軽減税率の対象としたものと似たようなものについて、その業界からの軽減税率の要望が数多く寄せられること、一度、軽減税率をしてしまうと標準税率に戻すことは難しいこと、事業者及び課税当局の両者にとって納税及び微税コストが高くなること、軽減税率を設けると、その効果は低所得者だけでなく高所得者にも及ぶこと、軽減税率による税収ロスをカバーするために標準税率を高くせざるを得なくなること、など制度上の不具合が多くあるために導入すべきではない。

次に各種所得控除や社会保障給付を活用する方法だが、日本の所得控除については消費税導入時や消費税率引き上げ時に、消費税の逆進性を緩和する政策として各種所得控除の拡大が図られてきた。その結果として、今

日では所得税の課税ベースはきわめて狭いものとなっており、今後さらに所得控除を拡大したとしても、低所得者にとっては所得控除拡大の恩恵を受けることができず、本来の目的である低所得者に対しての逆進性の緩和策としての意味を持たないことになってしまう。また、臨時福祉給付金などの支給についても一度きりであり、金額にして1万円又は5万円程度のものがあるので、その効果としては非常に小さなものである。

そこでカナダのG S T控除にみられるような給付付き税額控除は、低所得者に対する逆進性対策として有効なものである。このG S T控除は各人の所得に対して給付が行われ、この給付については所得が高くなるにつれて徐々に削減されていき、一定の所得に達すると給付は打ち切りとなる。つまり、手当が必要と思われる低所得者に対して効率的、効果的に給付を行うことが可能である。カナダと同様に収入や家族構成などにより応じて、あらかじめ給付額を決定しておけば、本人が申請を行うだけで給付手続きが終了するため、非常に簡単に給付を行うことが可能である。

現在の日本では長引く不況や国際的な競争力を維持し

ていくという観点から、今後は所得税や法人税についての収税の増加を期待することは非常に難しいものになると予測される。そこで、課税ベースが広く多くの人々に広く薄く負担を求めるところができる消費税についての増税が検討されているが、消費税については昔から逆進性の問題が指摘される。この逆進性の緩和策としての給付付き税額控除は非常に有効な手段であり、給付付税額控除の導入について今後いつそう議論が活発になることを期待する。

#### <参考文献>

- ・日本税理士会連合会「所得税に係る諸問題～給与所得者の課税から考える～」
- ・篠原哲「消費税引き上げによる世帯負担額の試算」ニッセイ基礎研究所・経済調査レポートNo.2007-08
- ・高田具視「食料品等に対する軽減税率の導入問題」税務大学校論叢46号
- ・鈴木将之「消費税引き上げの逆進性対策～給付つき税額控除は効果的だがその財源に課題～」マクロ経済レポート



## 安 四郎会員藍綬褒章受章

平成22年秋の褒章受章者が、11月3日に発表されました。  
水戸支部 安四郎会員が、税理士功労により藍綬褒章を受章されました。  
おめでとうございます。



## 理 事 会 開 催

平成22年12月9日（木）に、ホテルレイクビュー水戸で行われた。勝部総務部長の司会で始まり、若山会長の挨拶があり、審議事項について執行部より詳細な説明があった。慎重な審議の結果、審議事項は満場一致で可決された。

### 審議事項

- (1) 県下税務署長団との協議会の要望事項について
- (2) 新春賀詞交歓会について
- (3) 県連役員割当について

- (4) その他 特にありませんでした。

### 報告事項

- (1) 平成22年分確定申告相談に関する実施要領について
- (2) 本会会務報告
- (3) 各部・委員会進捗状況
- (4) 金融機関との協議会について
- (5) 中間監査報告
- (6) 歳末助け合い募金について
- (7) その他 今後の行事予定について報告説明